

令和8年5月19日

建設業関係団体の長

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

物資の流通の効率化に関する法律に基づく特定荷主の届出について（周知）

日頃より国土交通行政の推進に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

我が国の物流を支えるために荷主、物流事業者、一般消費者が協力して取り組む環境の整備に向けて、令和6年に改正された「物資の流通の効率化に関する法律」（平成17年法律第85号。）に基づき、令和8年4月1日から、前年度の取扱貨物重量が9万トン以上の荷主には、特定荷主としての届出や中長期計画の提出、定期報告、物流統括管理者の選任等が義務付けられております。

建設企業においても同様に、特定荷主に該当する場合には、令和8年5月31日までに主たる事業所の所在地を管轄する地方整備局等へ「e-Gov 電子申請」により届出を行う必要があります。

つきましては、貴団体におかれましては、傘下会員に対し、本制度の趣旨及び届出期限について御周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考添付】

- ・別添1 事務連絡（令和8年3月30日）
- ・別添2 物流効率化法リーフレット

※4月27日(月)に開催されたオンライン説明会のアーカイブ動画と資料

<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/information/details/427.html>